

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 都市部景観みどり課

番号 17

許認可等の内容		一の所有者による景観協定の認可
根拠法令及び条項		景観法第90条第1項
審査基準	関係条項	景観法第81条及び第83条
	基準 (未設定の場合はその理由)	1 景観協定に係る一団の土地の規模 (1) 市街化区域については0.1ヘクタール以上、市街化調整区域については0.5ヘクタール以上とする。
	参考事項	
	設定等年月日	平成20年10月1日設定 (平成26年3月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (許認可の性質上、個別具体的な判断をせざるを得ないものであり、処理期間は設定していません。)
	設定等年月日	平成20年10月1日設定 (年 月 日最終変更)